

資 料

（個人所得課税）

目 次

・ 平成17年度の税制改正に関する答申（抄）－税源移譲－	1
・ 最近の税源移譲に関する動き	2
・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抄）	4
・ 三位一体改革について（抄）	5
・ 平成17年度税制改正大綱（抄）－税源移譲－	6
・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抄）	7
・ 個人住民税所得割及び所得税の税率構造	8
・ 税源移譲について	9
・ 個人所得課税の定率減税	10
・ 平成17年度の税制改正に関する答申（抄）－定率減税の取扱い－	11
・ 平成16年度税制改正大綱（抄）	
－持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して－	12
・ 定率減税導入時と現在の経済状況等の比較	
－国内総生産成長率（名目）の推移（前年同期比）－	13
－国内総生産成長率寄与度（名目原系列・前年同期比）の推移－	14
－民間企業設備増減率（名目）の推移（前年同期比）－	15
－民間最終消費支出増減率（名目）の推移（前年同期比）－	15
・ 定率減税縮減による所得税・個人住民税の負担額の変化（年額ベース）	16
・ 均等割の平均税率等の推移	17
・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額）	18
・ 公的年金等受給者に係る所得税・介護保険料・個人住民税の徴収方法の比較	19
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	20
・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート	21
・ 事業所得者の所得税額計算のフローチャート	22
・ 国民負担率の内訳の国際比較	23
・ 国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）	24
・ 所得税収の推移	25
・ 個人所得課税の税率の推移（イメージ図）	26
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）	27

・ 個人所得課税の実効税率の推移（独身の給与所得者）	28
・ 個人所得課税の負担額及び実効税率（夫婦子2人の場合）	29
・ 個人所得課税の負担額及び実効税率（独身の場合）	30
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	31
・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（独身の給与所得者）	32
・ 個人所得課税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）	33
・ 個人所得課税の実効税率（独身の給与所得者）	34

平成 17 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 16 年 11 月〕
政府税制調査会

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

（1）税源移譲

国・地方の三位一体改革の一環として、補助金改革とあわせ、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行うこととされている。この税源移譲は、廃止される国庫補助負担金に係る財源措置と位置付けられることから、所得税法及び地方税法の改正による恒久措置によって行うことが適当である。

税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度の縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。また、所得税については、税源移譲後においても所得再分配機能の適切な発揮が求められることを踏まえ、「あるべき税制」との整合性に留意しつつ、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、具体的な移譲の手法につき今後検討を重ねていく必要がある。

この税源移譲に際しては、個々の納税者に係る税負担の変動にも十分に留意すべきであり、所得税・個人住民税双方における適切な対応が求められる。

最近の税源移譲に関する動き

平成16年

6月 4日 「骨太方針2004」の閣議決定

- ・平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月 9日 国庫補助負担金改革の具体案のとりまとめについて内閣府から地方六団体へ要請

8月24日 地方六団体が総理に改革案を提出 ←経済財政諮問会議において説明

9月14日 国と地方の協議の場（第1回／以降8回開催）

11月25日 「平成17年度の税制改正に関する答申」決定

11月26日 「三位一体の改革について」政府・与党合意 ←全体像の取りまとめ

12月15日 「平成17年度税制改正大綱」決定

12月24日 「三位一体の改革について」閣議決定

平成17年

6月21日 「骨太方針2005」の閣議決定

- ・「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・国庫補助負担金改革の残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。
- ・上記の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。

7月19日 国庫補助負担金等に関する改革案（2）（地方6団体）

10月4日 経済財政諮問会議（地方改革案の説明）

10月7日 閣僚懇談会（内閣官房長官発言（補助金改革案検討について））

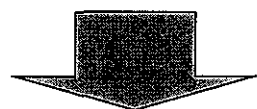
10月12日 国と地方の協議の場
（第10回・地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」について）

10月17日 各省回答

10月18日 閣僚懇談会
（総理発言、内閣官房長官発言（三位一体の改革の取りまとめについて））

10月26日 国と地方の協議の場
（第11回・三位一体の改革の検討状況について）

10月28日 閣僚懇談会（内閣官房長官発言（三位一体の改革の取りまとめについて））



国庫補助負担金改革案の取りまとめ

第1部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

（3）地域の真の自立

（三位一体の改革）

- ・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。
- ・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。
- ・全体像には、以下の点に留意しつつ、平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。
そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。
- ・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。
- ・税源移譲については、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、応益性や偏在度の縮小といった観点踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。
- ・地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、地方団体の効率的な行財政運営を促進するよう、地方交付税の算定の見直しを検討する。
- ・財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する。
- ・地方の財政状況について、国民への迅速で分かり易い説明に一層配慮する。

三位一体改革について（抄）

平成 16 年 11 月 26 日
政 府 ・ 与 党

2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙1のとおり、平成 16 年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。
この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

（別紙1）

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金(暫定)	8,500 億円程度
(平成 17 年度分(暫定))	4,250 億円)
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教(義務教育費国庫負担金を除く)	170 億円程度
・社会保障(国民健康保険を除く)	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計

24,160 億円程度

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

(1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革

(2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い

(3) その他

(注)

① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。

② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成 17 年度税制改正大綱（抄）

平成16年12月15日

自由民主党
公明党

第二 平成 17 年度税制改正の具体的内容

一 国・地方を通ずる個人所得課税

2 税源移譲

平成 16 年度与党税制改正大綱（平成 15 年 12 月 17 日 自由民主党・公明党）、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成 16 年 11 月 26 日 政府・与党）等に基づき、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現する。

この税源移譲は、平成 16 年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね 3 兆円規模を目指す。平成 17 年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により、1 兆 1,159 億円の税源移譲を行う。

また、この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。

税源移譲に際しては、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図ることとし、所得税においては所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在度の縮小といった観点をそれぞれ重視しながら改革を進める。また、税源移譲に伴い、個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮する。

さらに、国・地方を通ずる個人所得課税のあるべき姿と整合的な所得税・個人住民税の制度とする。

このため、所得税においては、税率構造・控除双方の見直しを視野に入れ、検討を進める。また、個人住民税においては、税率のフラット化、低所得部分に係る負担調整措置等について、検討を進める。

今後、平成 18 年度税制改正までに、こうした課題について検討を深め、具体的な改正内容について結論を得たうえで、平成 18 年の通常国会において、必要な税法の改正を行う。

この改正法は、平成 19 年分の所得税及び平成 19 年度分の個人住民税から適用し、平成 18 年度の税源移譲の所要額については、税源移譲関連の税法改正の内容を踏まえ、所得譲与税によって適切に対応する。

平成 17 年度の所得譲与税 1 兆 1,159 億円については、同年度に実施される国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ 5 分の 3、市町村（特別区を含む。）へ 5 分の 2 をそれぞれ譲与する。なお、各地方団体への譲与基準は、都道府県分・市町村分ともに、平成 16 年度分と同様、人口（最近の国勢調査人口）とする。

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

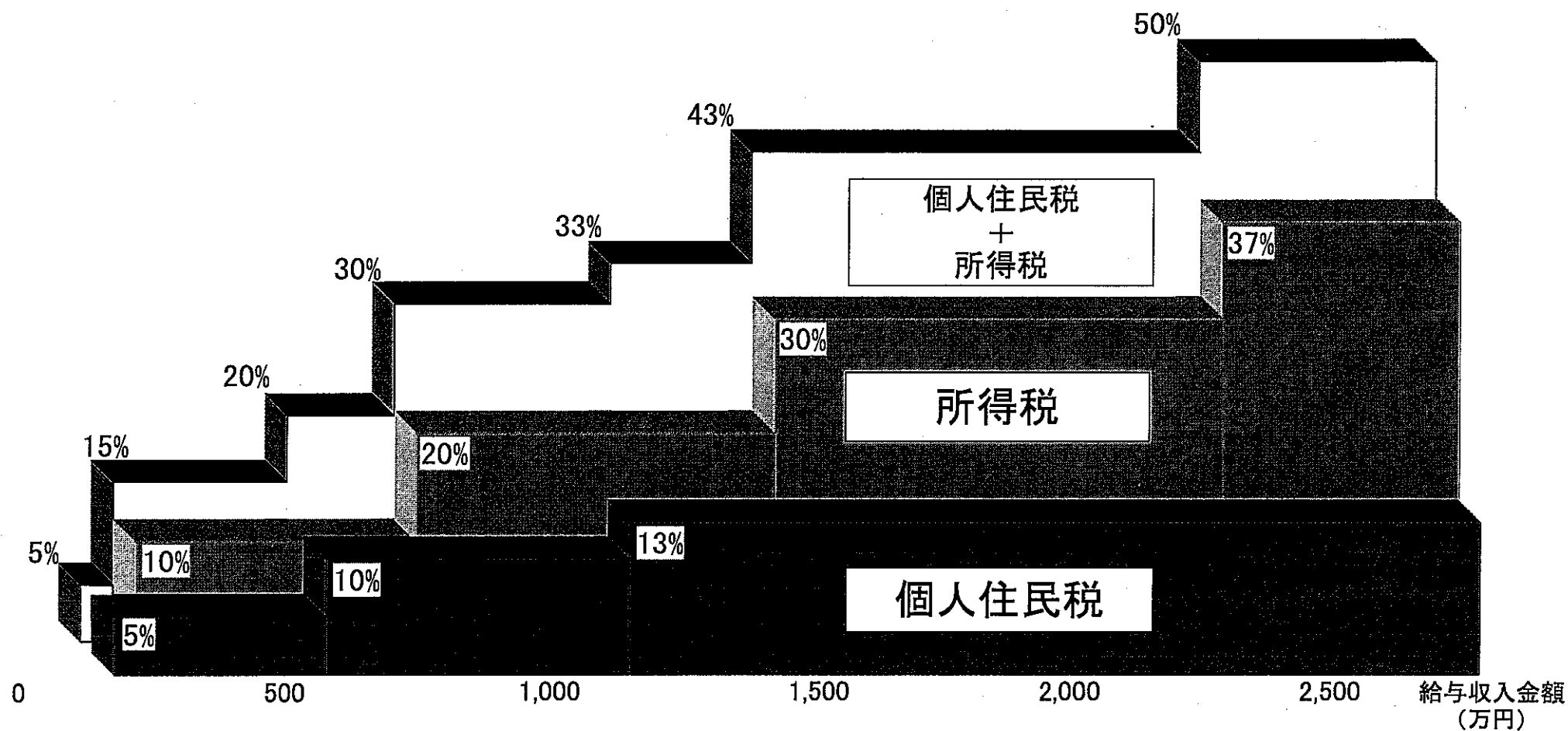
2. 仕事の流れを変える

（1）国から地方への改革

平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、以下の取組を行う。

- ① 平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。そのため、経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。
- ② 税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。
- ③ 国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。あわせて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。
- ④ 税源移譲については、上記③の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。
- ⑤ 地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

個人住民税所得割及び所得税の税率構造



(注) 給与収入金額は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合である。

税源移譲について

基本的考え方

○所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。

その際、以下の点に留意

- 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
所得税：所得再分配機能
個人住民税：応益性・偏在度の縮小 ⇒ フラット化
- 個々の納税者の負担の変動を極力抑制
- 国、地方を通ずる個人所得課税のあるべき姿との整合性

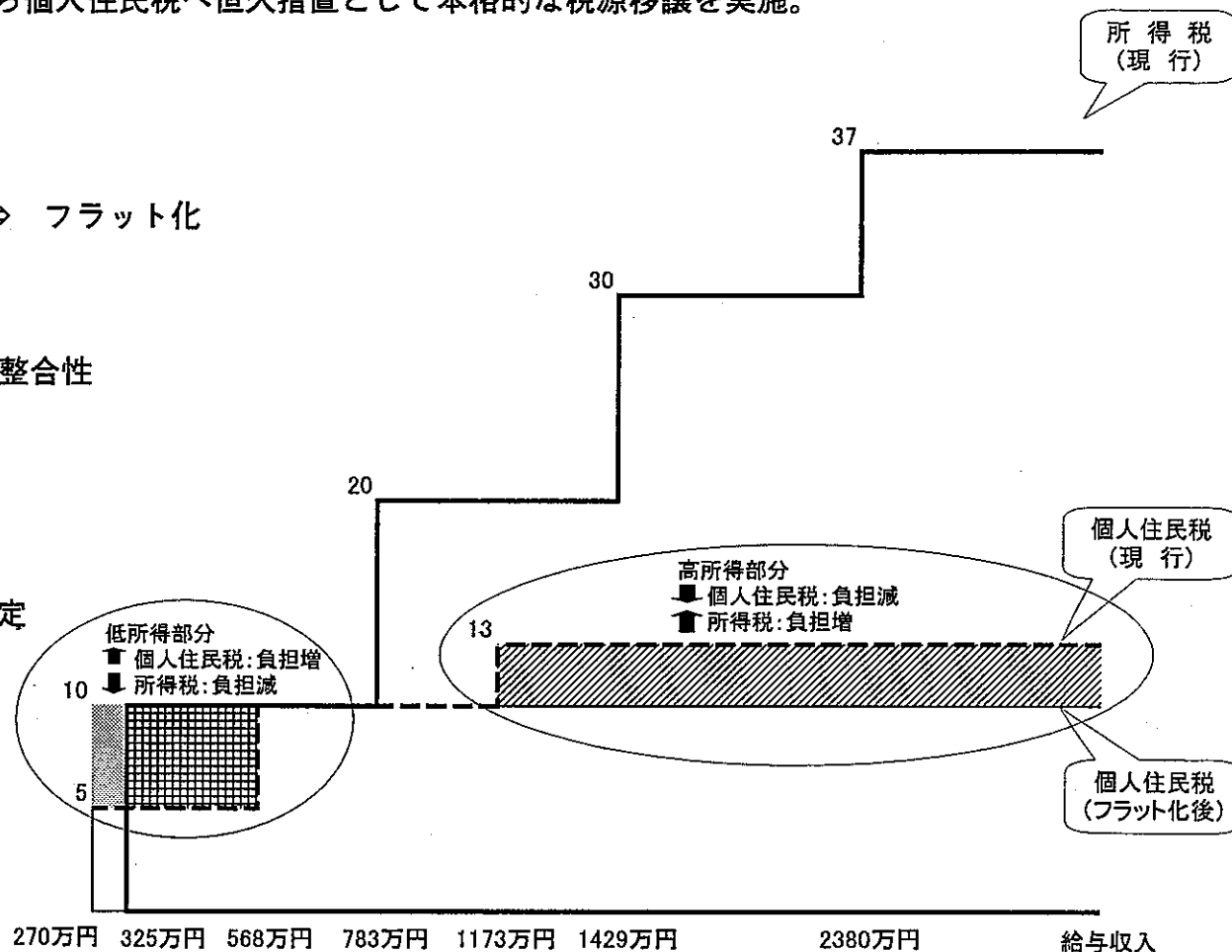
主な検討項目

○所得税

- 最低税率（10％）よりも低い税率ブラケットの設定
- 最高税率の引上げ
- ブラケットの見直し等

○個人住民税

- 税率のフラット化
- 低所得部分に係る負担調整措置

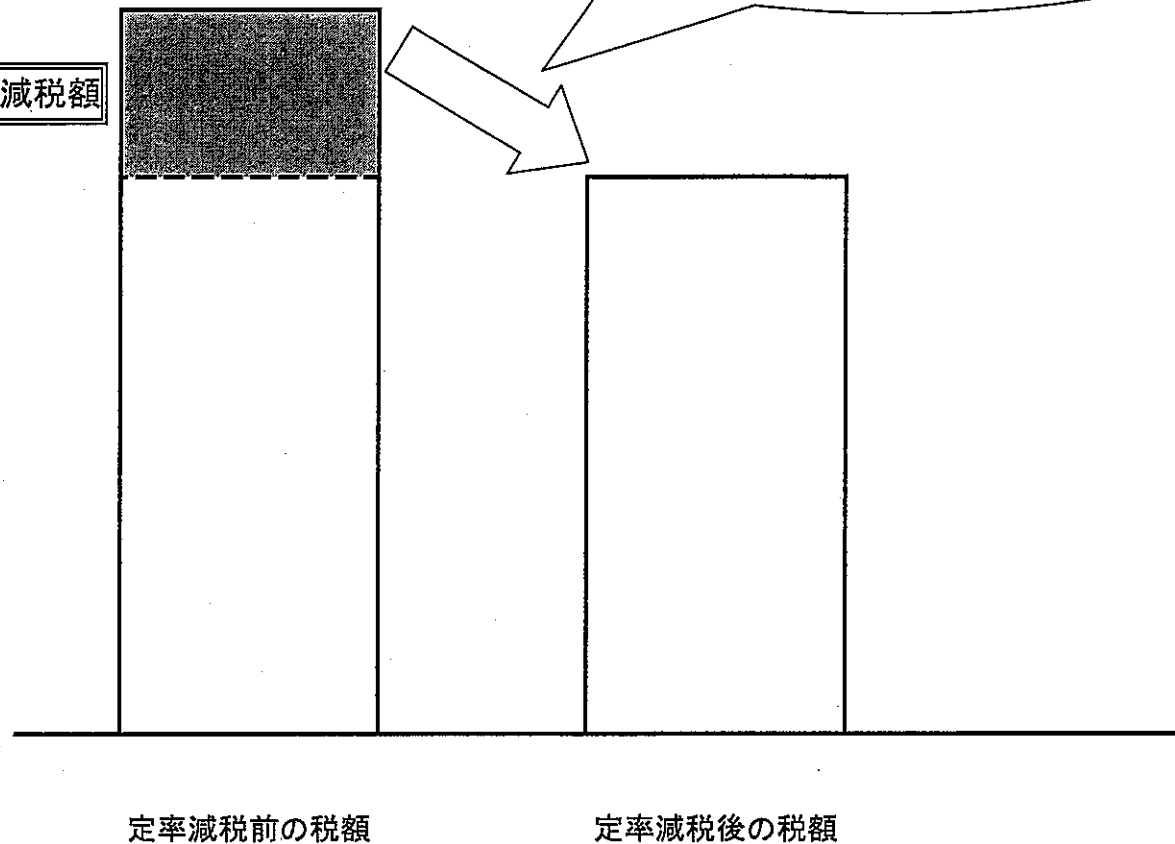


(注) 夫婦2人の給与所得者の場合。

個人所得課税の定率減税

- 所得税
【改正前】 【改正後(現行)】
- 税額の20% 税額の10%
 相当額を控除 相当額を控除
 (25万円を限度) (12.5万円を限度)
- 個人住民税
【改正前】 【改正後(現行)】
- 所得割額の15% 所得割額の7.5%
 相当額を控除 相当額を控除
 (4万円を限度) (2万円を限度)

定率減税額



(注) 上記の改正は、
 所得税については平成18年1月から、
 個人住民税については平成18年6月徴収分から
 実施する。

平成 17 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 16 年 11 月〕
〔政府税制調査会〕

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

（2）定率減税の取扱い

定率減税は、平成 11 年度税制改正において、当時の著しく停滞した経済活動の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の緊急避難的な特例措置として導入され、見合いの財源なしに、毎年 3 兆数千億円という規模で継続されてきているものである。

現在の経済状況は、構造改革の進展によって民間経済の体質強化が実現されつつあり、定率減税が実施された平成 11 年当時と比べ、著しく好転してきている。また、引き続き各般の改革が実を結んでいけば、民需主導の経済成長が持続していくものと期待される。かかる状況の下、定率減税を継続しておく必要性は著しく減少したといえよう。景気対策のための特例措置として導入された定率減税を見直し、中期的な観点に立って、持続可能な経済成長を目指すべき時期にきている。また、先に述べた税源移譲とあわせ、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを平成 18 年度までに行う必要がある。

従って、定率減税については、平成 18 年度までに廃止すべきである。その際、経済への影響を考慮すると、平成 18 年度税制改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、平成 17 年度税制改正においても縮減を図る必要がある。

平成 16 年度税制改正大綱（抄）

平成 15 年 12 月 17 日
自由民主党
公 明 党

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成 21 年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に 2 分の 1 に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成 18 年度までに、約 4 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

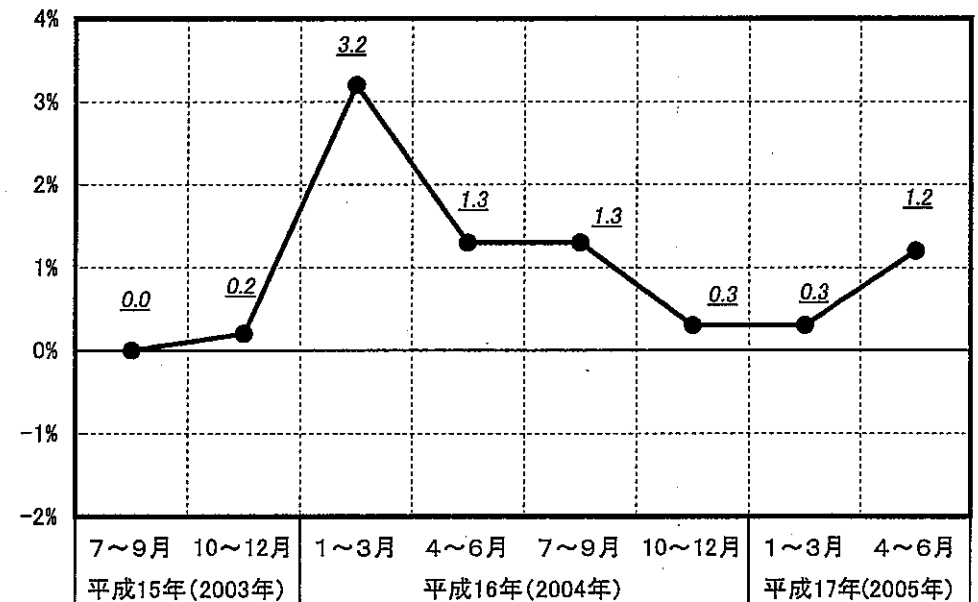
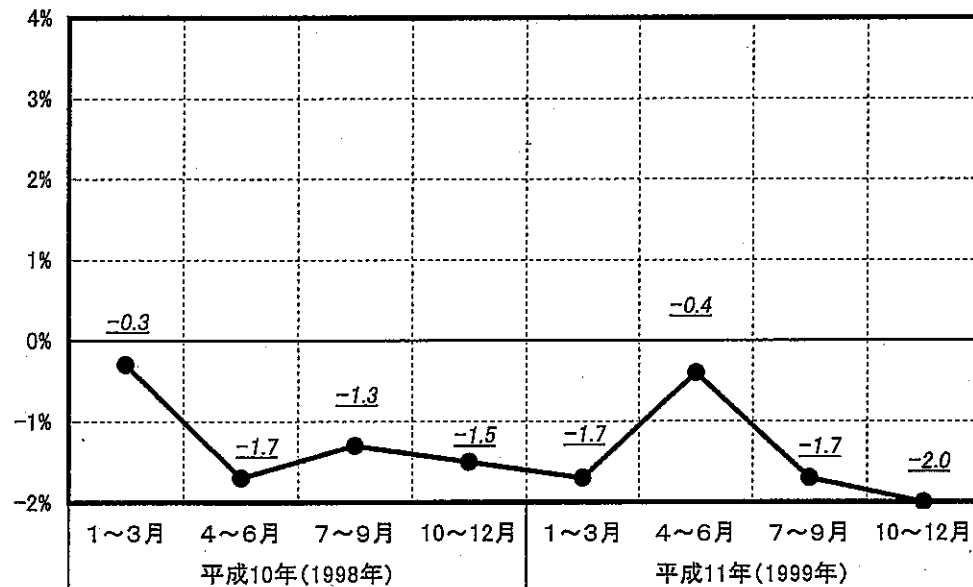
- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

定率減税導入時と現在の経済状況等の比較(1)

《導入時:平成10年～11年》

《現在:平成15年～17年》

○国内総生産成長率(名目)の推移(前年同期比)



2月 特別減税(2兆円)
4月 総合経済対策(事業規模16兆円超)
5月 特別減税(2兆円)の追加
(合計4兆円)
11月 緊急経済対策(事業規模17兆円超)
(恒久的減税を含めると23兆円超)
3月 11年度税制改正(定率減税導入)
6月 緊急雇用対策(人員規模70万人超)
11月 経済新生対策(事業規模17兆円程度)

3月 17年度税制改正(定率減税縮減)

(参考)月例経済報告における経済認識

(平成10年11月基調判断)

景気は低迷状態が長引き、極めて厳しい状況にある。

(平成17年10月基調判断)

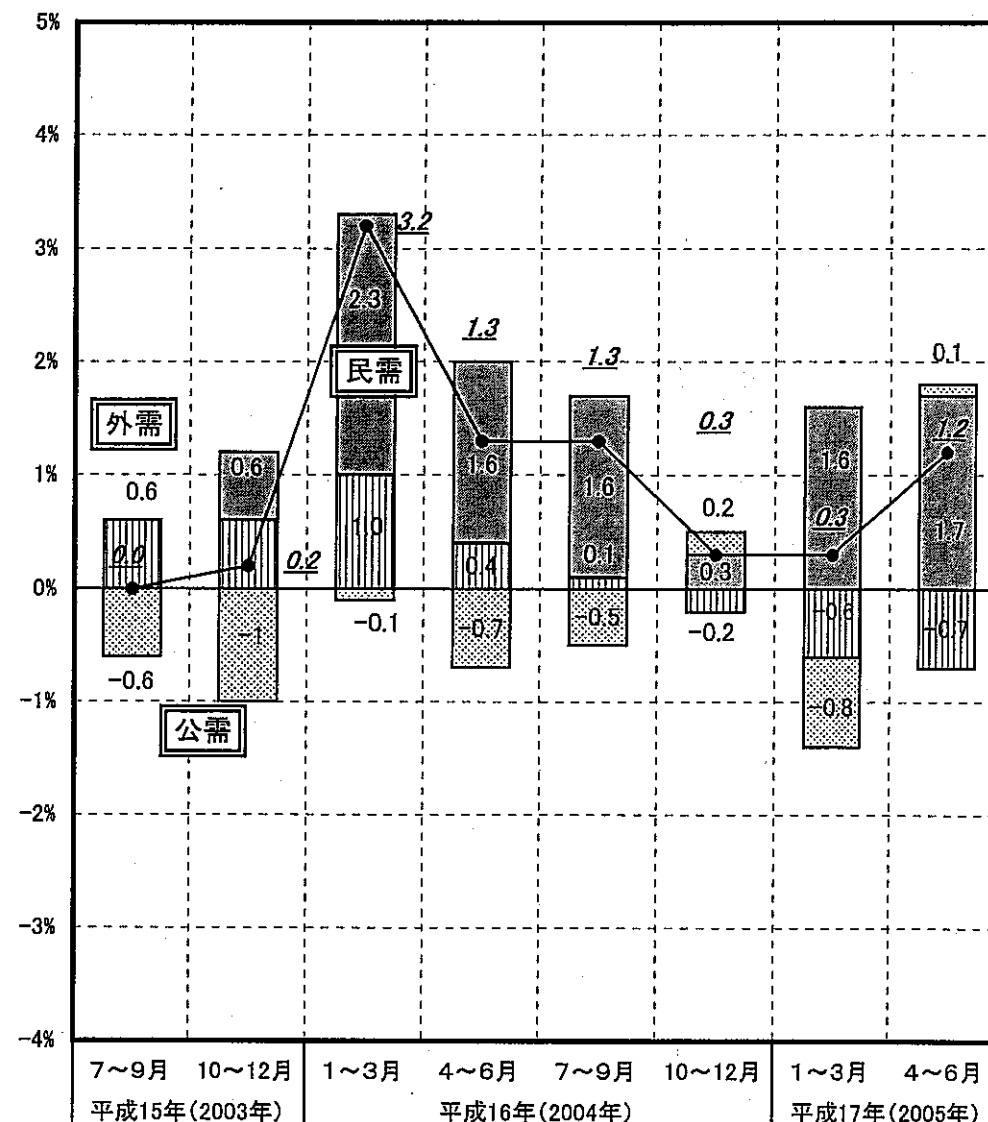
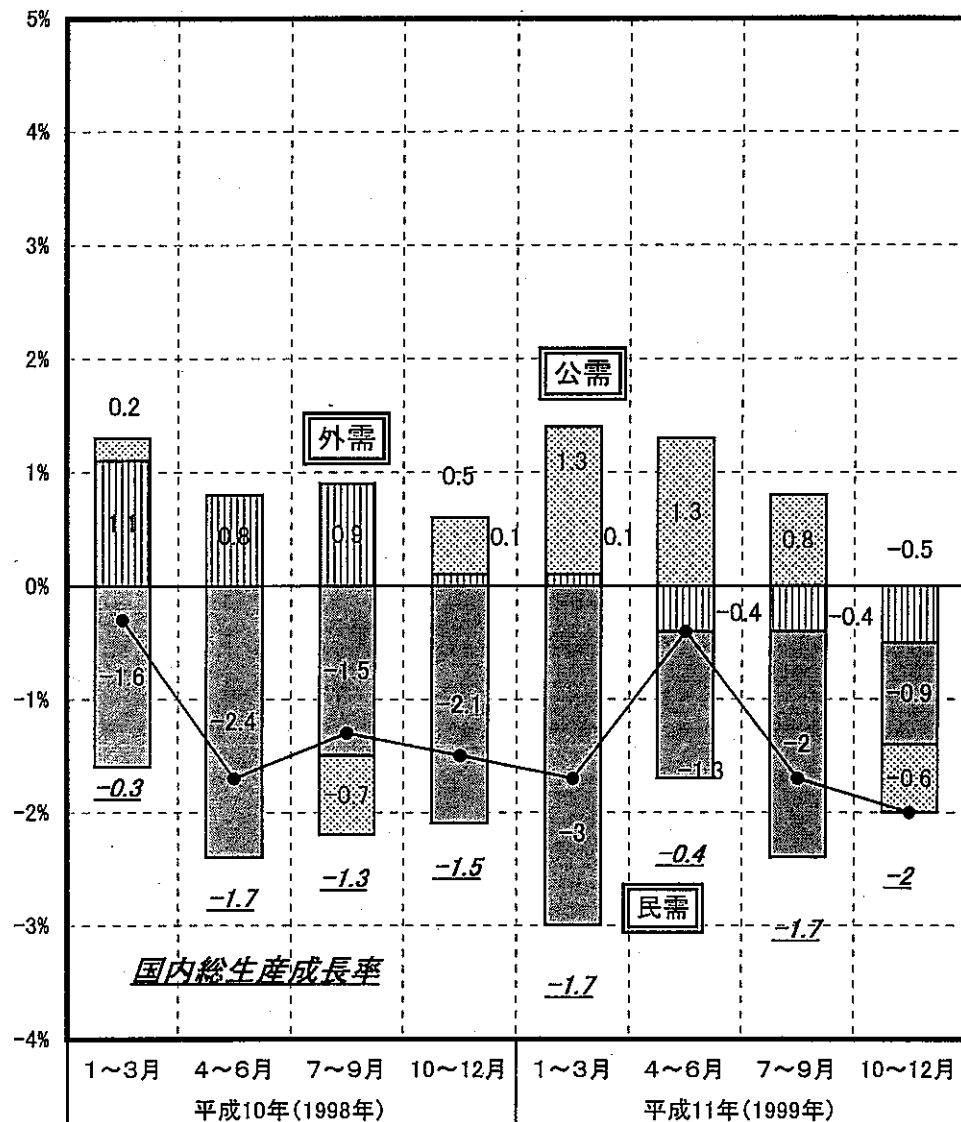
景気は、緩やかに回復している。

定率減税導入時と現在の経済状況等の比較 (2)

《導入時：平成10年～11年》

《現在：平成15年～17年》

○国内総生産成長率寄与度(名目原系列・前年同期比)の推移

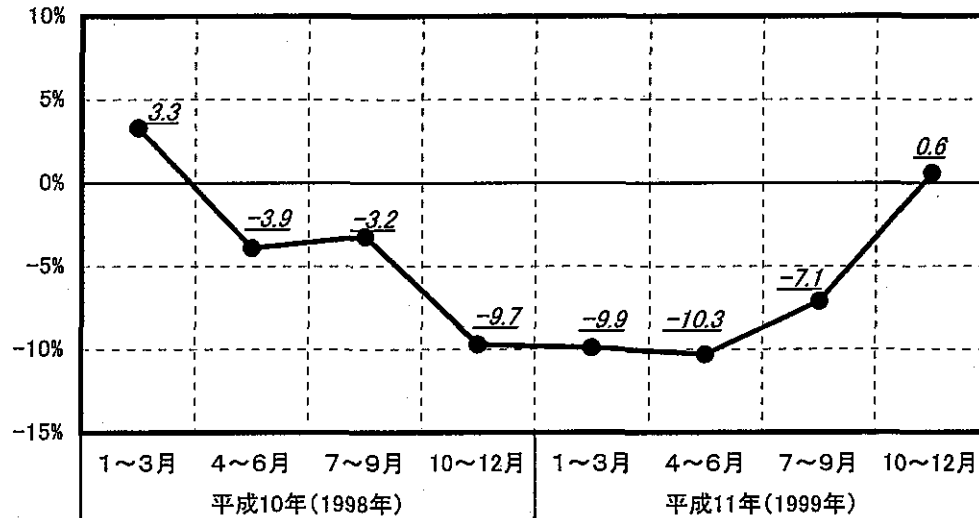


(備考) 「外需」は「財貨・サービス(純輸出)」の計数である。各寄与度が0.0の場合、グラフ上に計数を表示していない。なお、四捨五入の関係上、各寄与度の合計は必ずしも国内総生産の値と一致しない。
(出所) 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」(平成17年9月12日発表分)

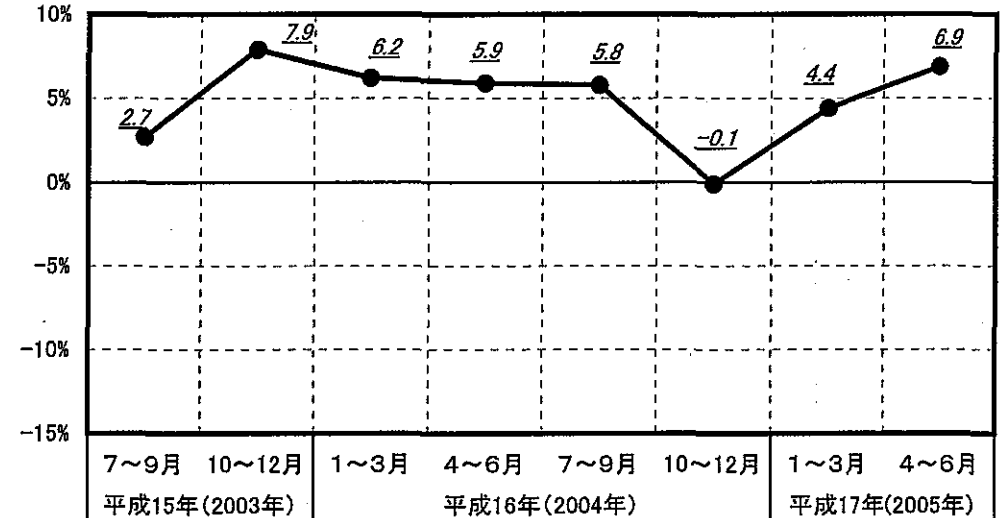
定率減税導入時と現在の経済状況等の比較 (3)

《導入時：平成10年～11年》

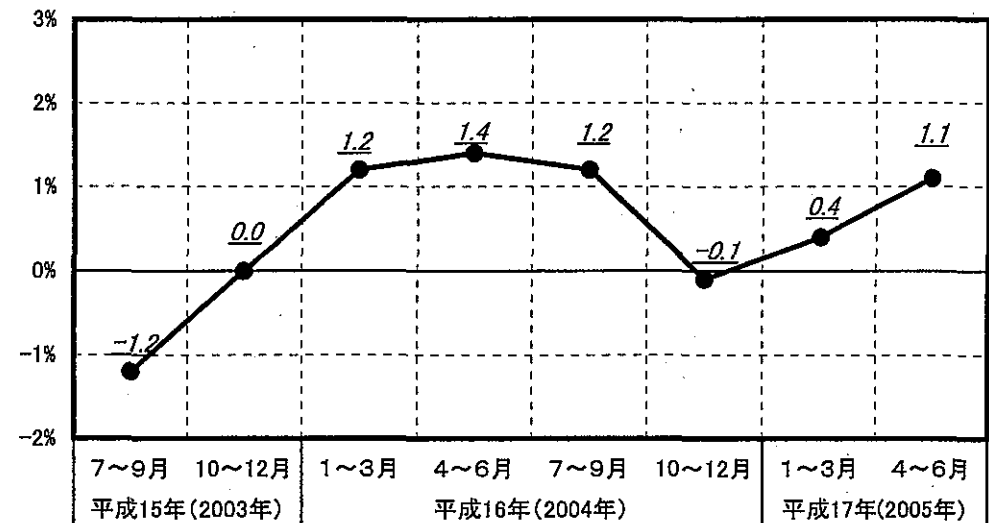
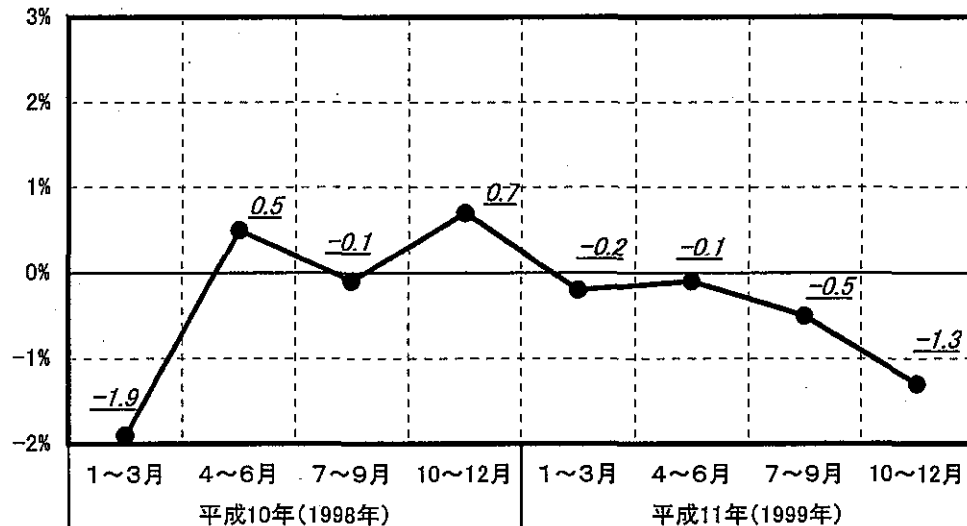
○民間企業設備増減率(名目)の推移(前年同期比)



《現在：平成15年～17年》



○民間最終消費支出増減率(名目)の推移(前年同期比)



(出所)内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」(平成17年9月12日発表分)

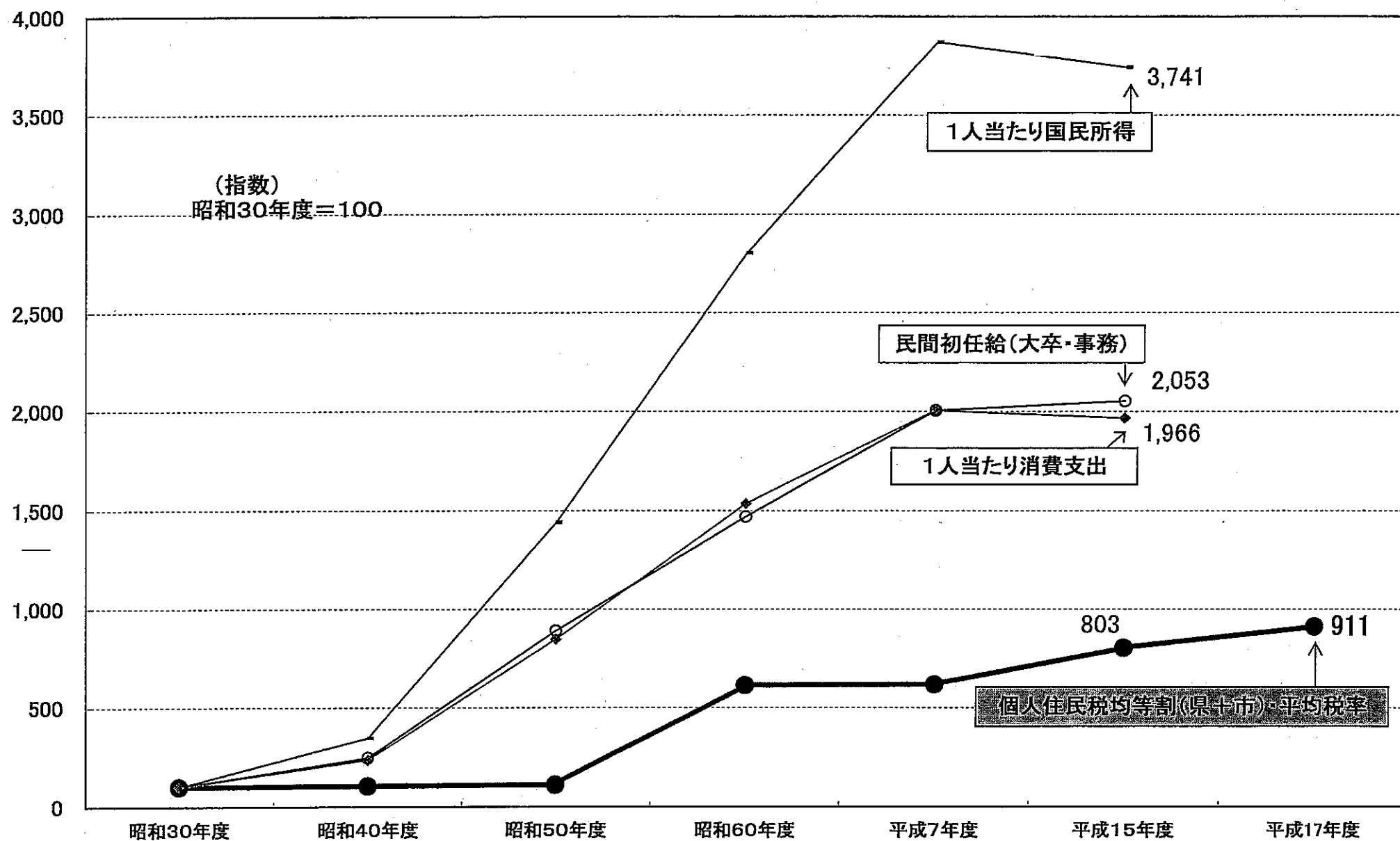
定率減税縮減による所得税・個人住民税の負担額の変化(年額ベース)

(単位：万円)

給与収入	夫婦子2人			夫婦のみ		
	17年(度)分 (a)	18年(度)分 (b)	(b) - (a)	17年(度)分 (c)	18年(度)分 (d)	(d) - (c)
300万円	0.8	0.8	0.07	11.0	12.2	1.2
500万円	16.0	17.7	1.8	28.7	31.8	3.2
700万円	37.7	41.8	4.1	55.2	61.2	6.0
1,000万円	95.2	104.1	8.9	119.2	130.1	10.9
1,500万円	235.8	250.3	14.5	276.3	290.8	14.5

- (注) 1. 夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. 夫婦子2人の場合及び夫婦のみの場合ともに、給与所得者が1人の場合の負担額である。
 3. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

均等割の平均税率等の推移



個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移(税率＝年額)

(単位:円)

区 分（年度）			昭和25	昭和26	昭和29	昭和51	昭和55	昭和60	平成8	平成15	平成17
市 町 村 民 税	標準税率	人口50万以上の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000	※改正は、平成16年度 3,000
		人口5万以上50万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	2,500	
		その他の市及び町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	2,000	
道府県民税（標準税率）			—	—	100	300	500	700	1,000	1,000	1,000

(単位:億円、%)

均等割税収額 (A)	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,630	1,974
個人住民税収額 (B)	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	78,669	79,611
(A)／(B)	18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.1	2.5

(注)「税収額」は、平成15年度以前は決算額、平成17年度は地方財政計画額である。

公的年金等受給者に係る所得税・介護保険料・個人住民税の徴収方法の比較

所得税

公的年金等の支払の都度、支払金額に応じ公的年金等の支払者が算出した金額を天引き(源泉徴収)

公的年金等の所得は年末調整の対象になっていないため、源泉徴収された税額が総合課税の税額に比べて過不足が生じたときには、確定申告で精算。

介護保険料

公的年金等の支払の都度、あらかじめ市町村から通知された金額を天引き(特別徴収)

個人住民税

天引き(特別徴収)なし

公的年金等支払者から市町村に対し提出される公的年金等支払報告書又は確定申告書に基づき、市町村が税額を計算・決定し、普通徴収により徴収。

国民健康保険料

天引き(特別徴収)なし

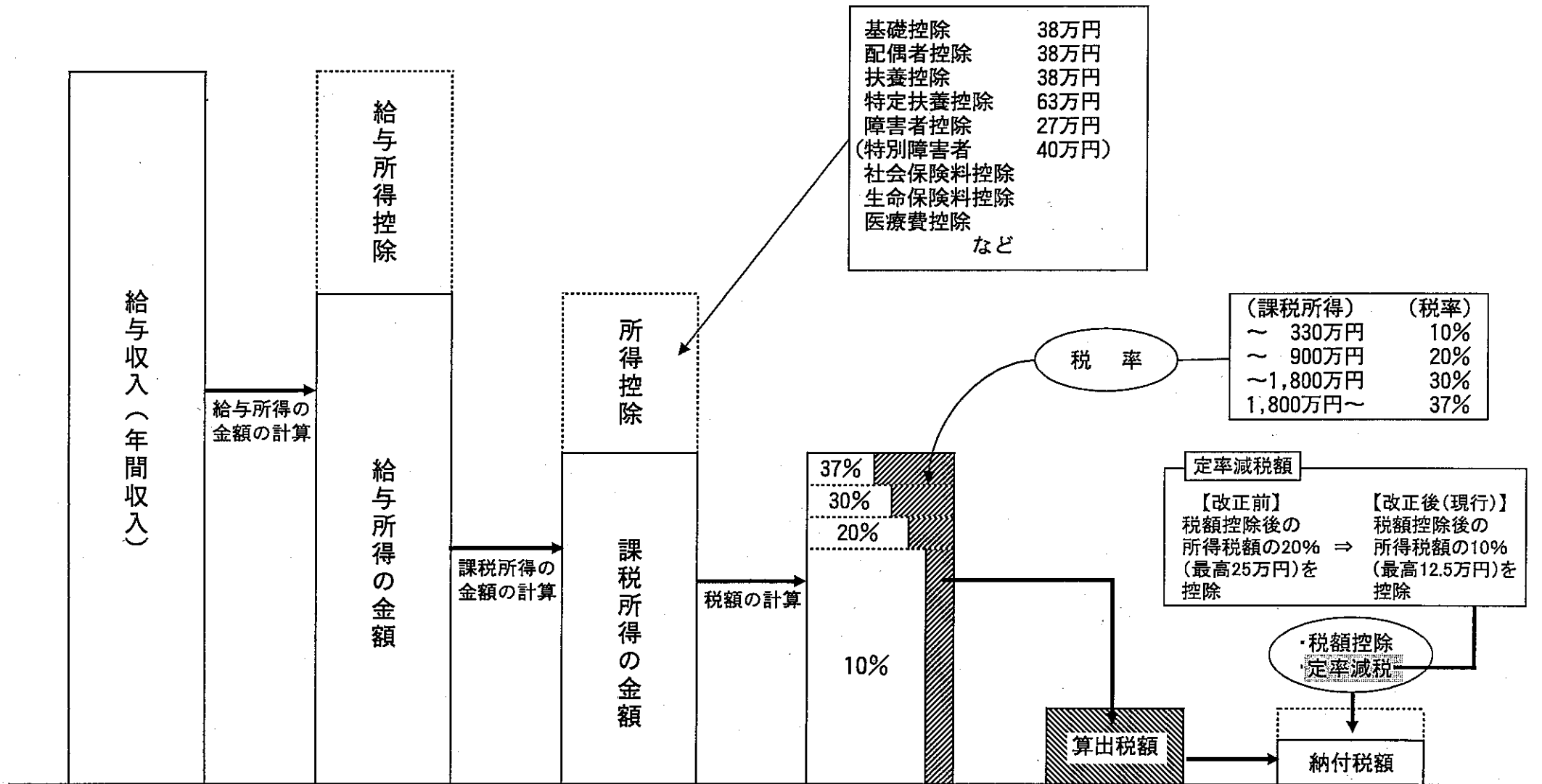
【参考】「医療制度構造改革試案(平成17年10月・厚生労働省)」においては、

「保険料について、年金からの特別徴収(年金天引き)を実施する」(後期高齢者医療制度)、

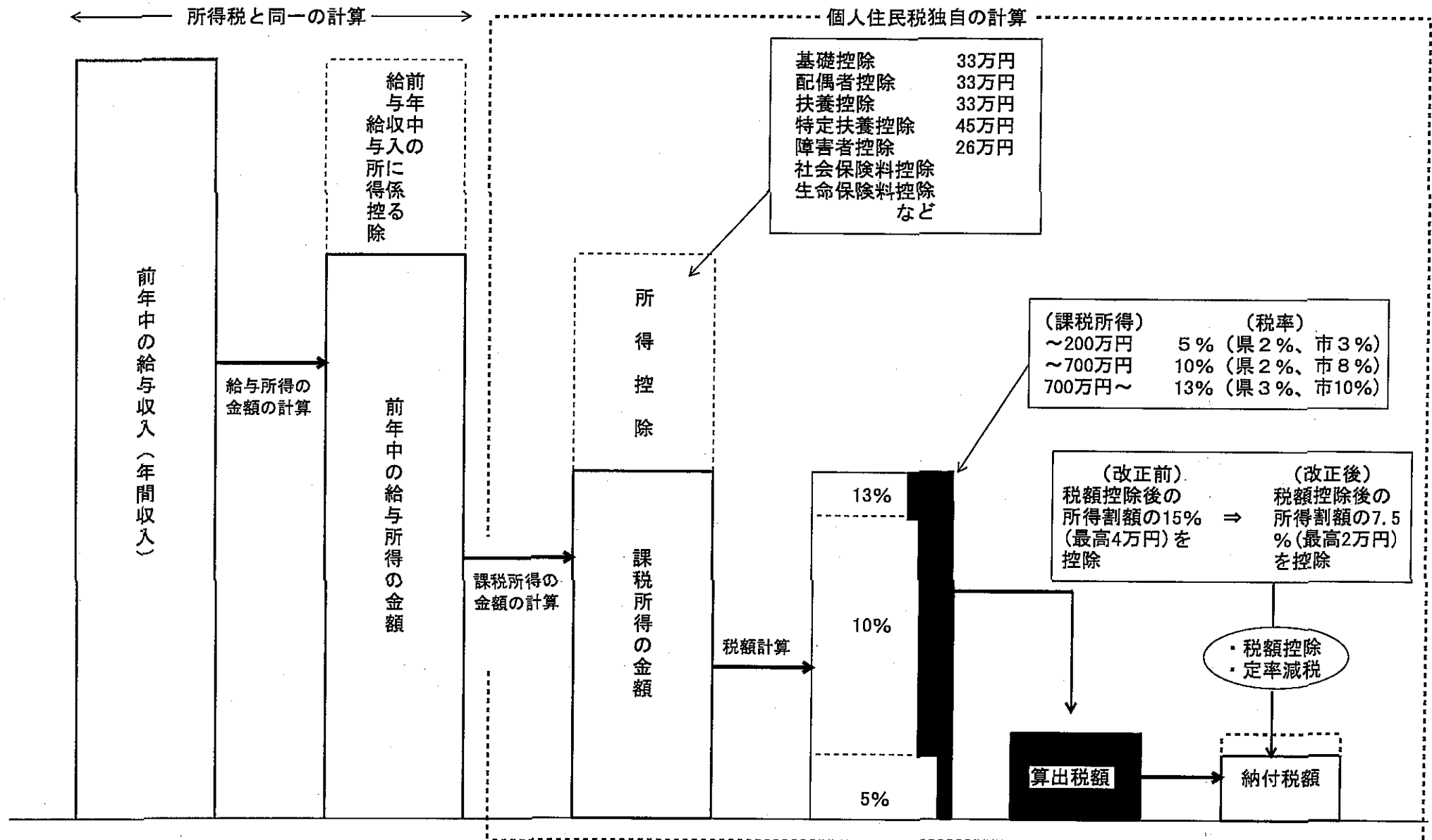
「国保加入の65歳以上の前期高齢者も対象とする」(前期高齢者医療制度)

こととされている(平成20年度を目途)。

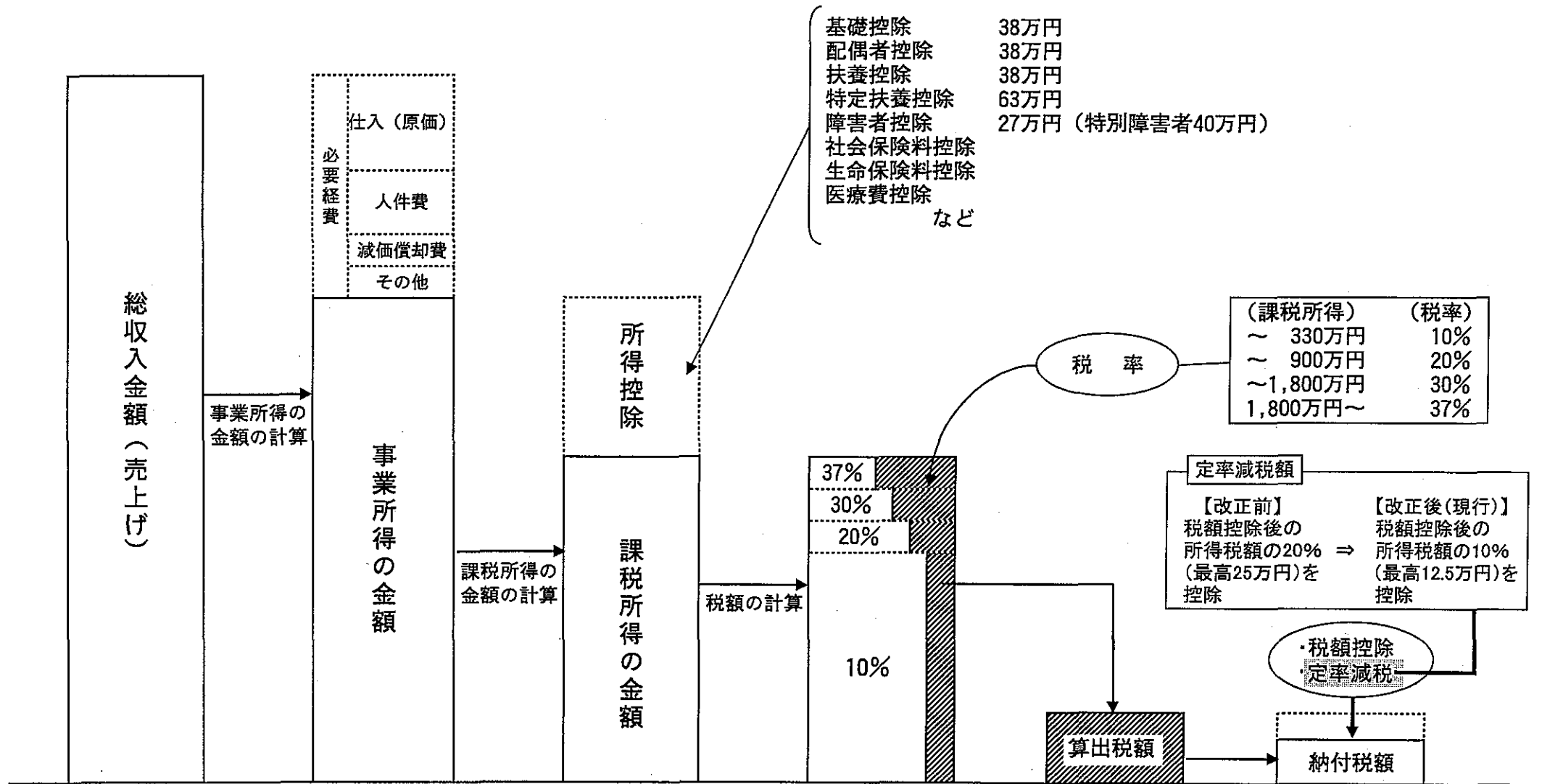
給与所得者の所得税額計算のフローチャート



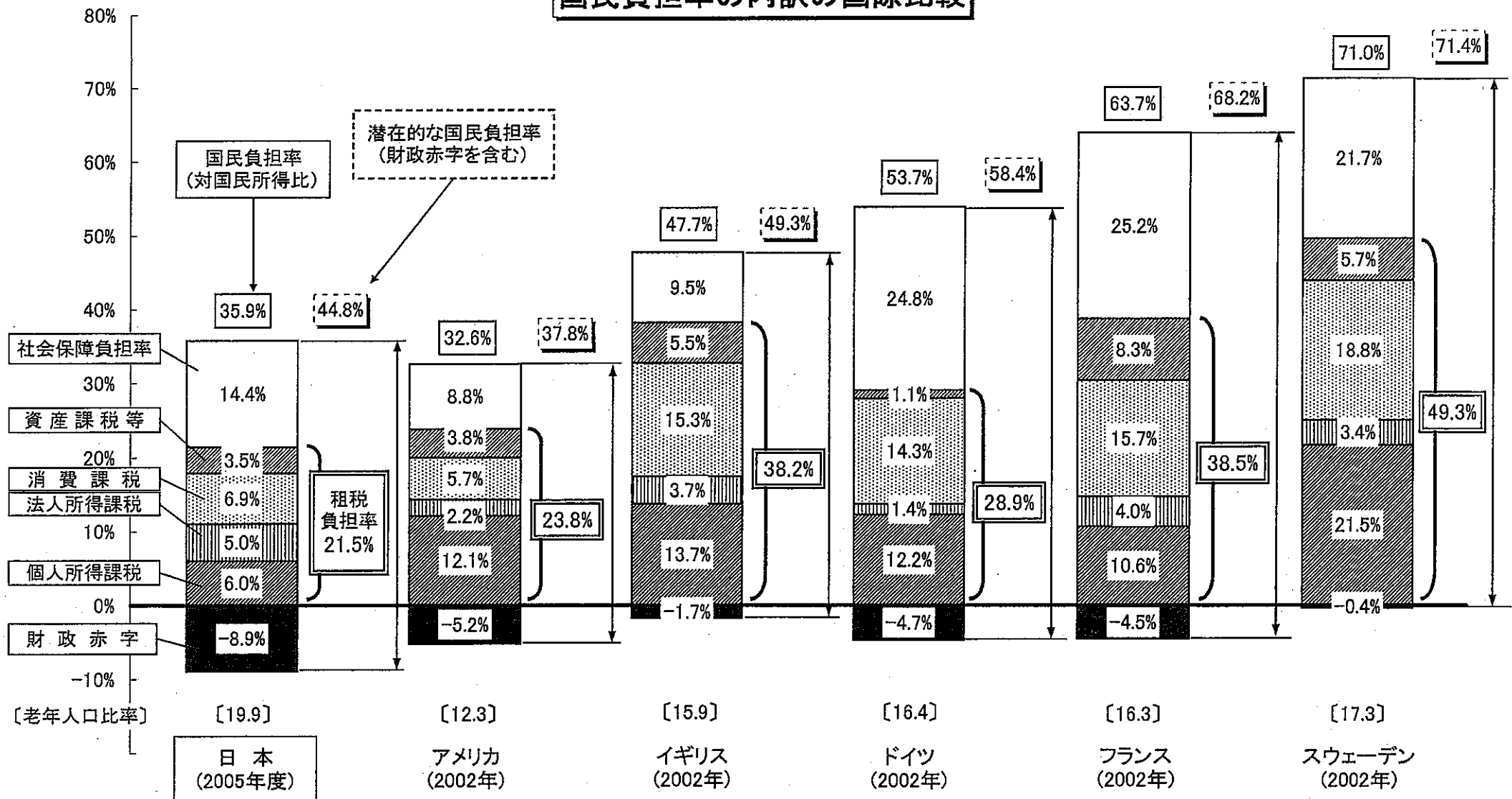
給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



事業所得者の所得税額計算のフローチャート

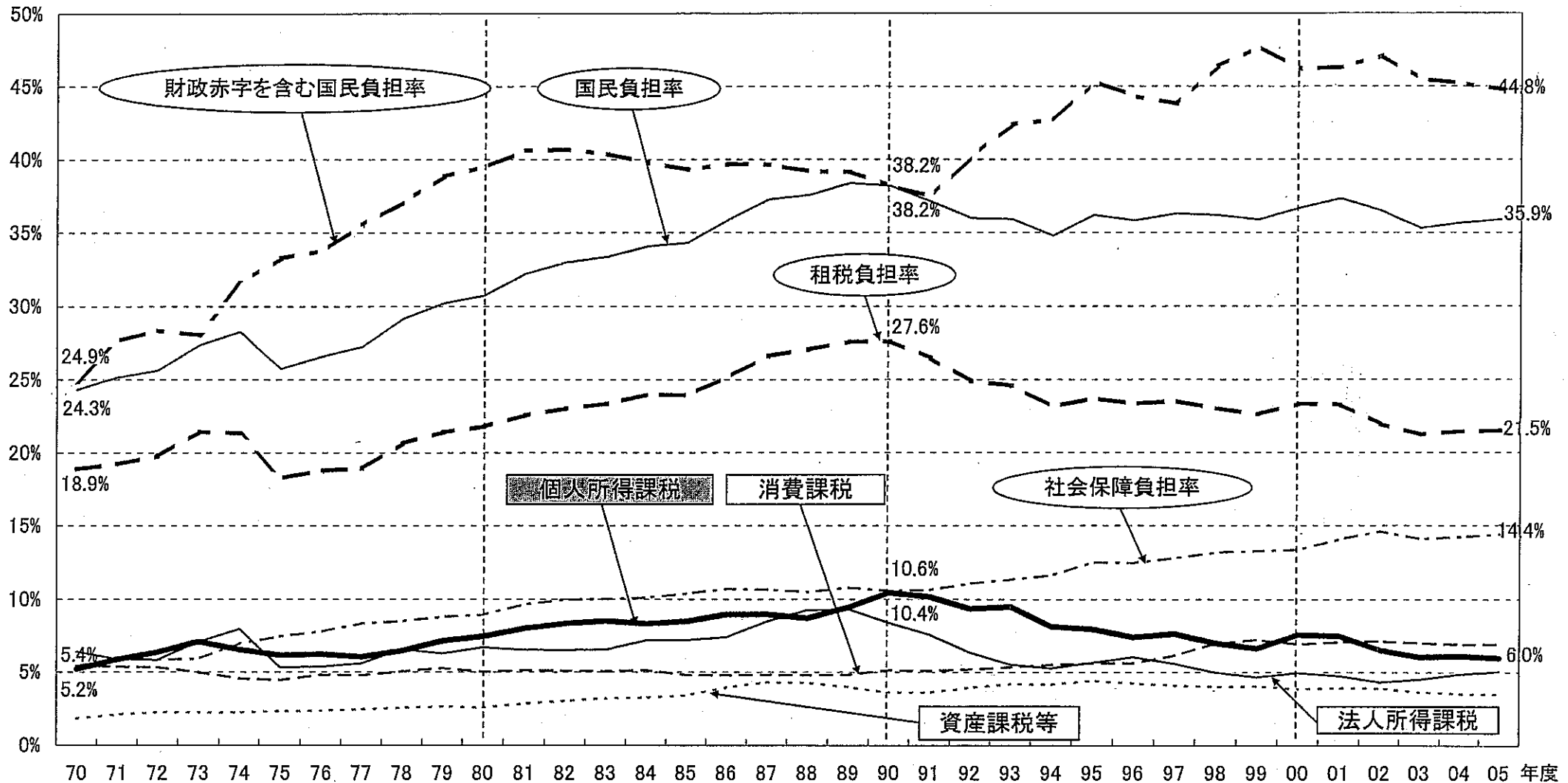


国民負担率の内訳の国際比較



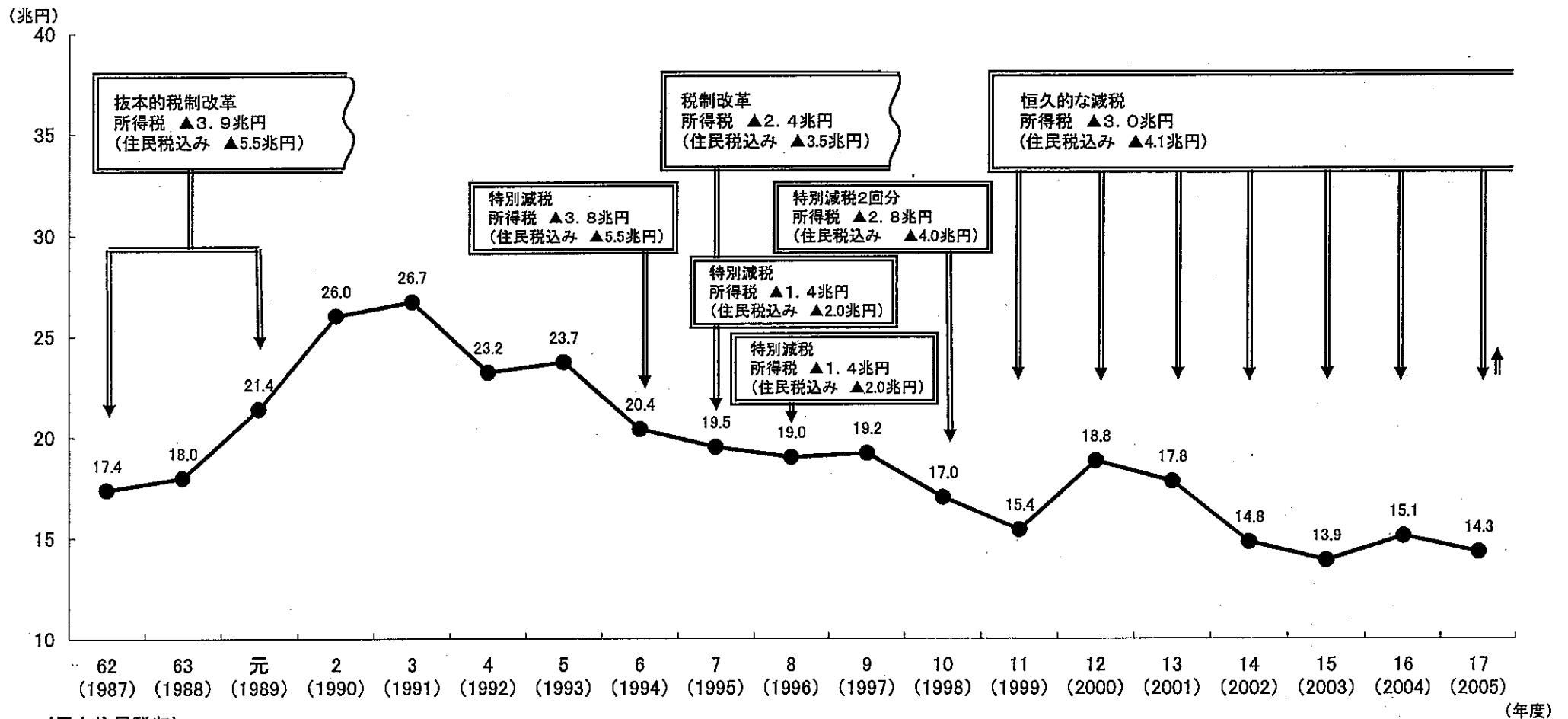
- (注) 1. 日本は平成17年度(2005年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2003"及び同 "National Accounts 1991-2002"等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 5. 老年人口比率については、日本は2005年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、諸外国は2000年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database"による)である。

国民負担率及び租税負担率の推移(対国民所得比)



- (注) 1. 2003年度までは実績、2004年度は実績見込み、2005年度は当初見込である。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また、所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 1998年度の財政赤字を含む国民負担率は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベースであり、2003年度の財政赤字を含む国民負担率は、本四公団債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベースである。
 4. 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担率の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

所得税収の推移



(個人住民税収)

7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.1	8.0	8.1
-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・給与所得控除の引上げ
・特別減税(6年、7年、8年)

・定額減税 (本人3.8万円・扶養親族等1.9万円)
・最高税率の引下げ
・定率減税
・扶養控除額の加算

・配偶者特別控除・定率減税 (上乗せ部分)の縮減
・廃止(16年～) (18年～)

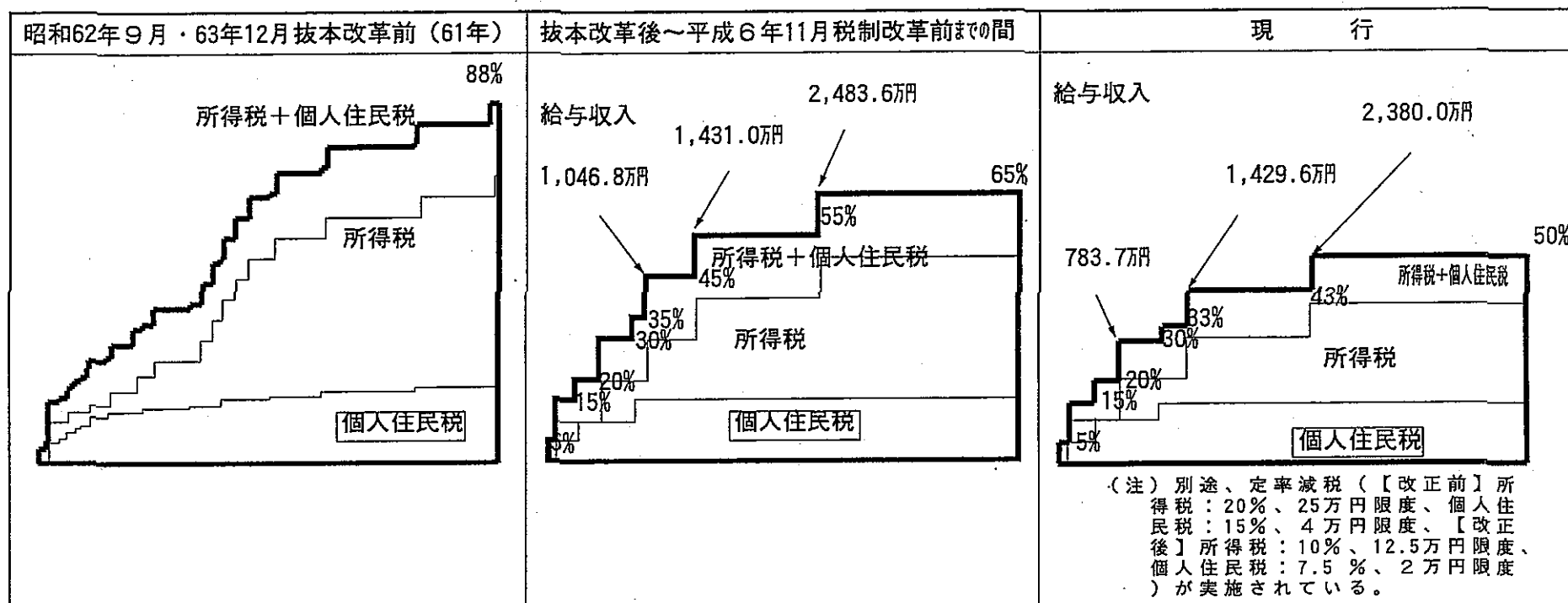
・年金課税の見直し (17年～)

(注) 1. 所得税収は、16(2004)年度までは決算額、17(2005)年度は予算額である。

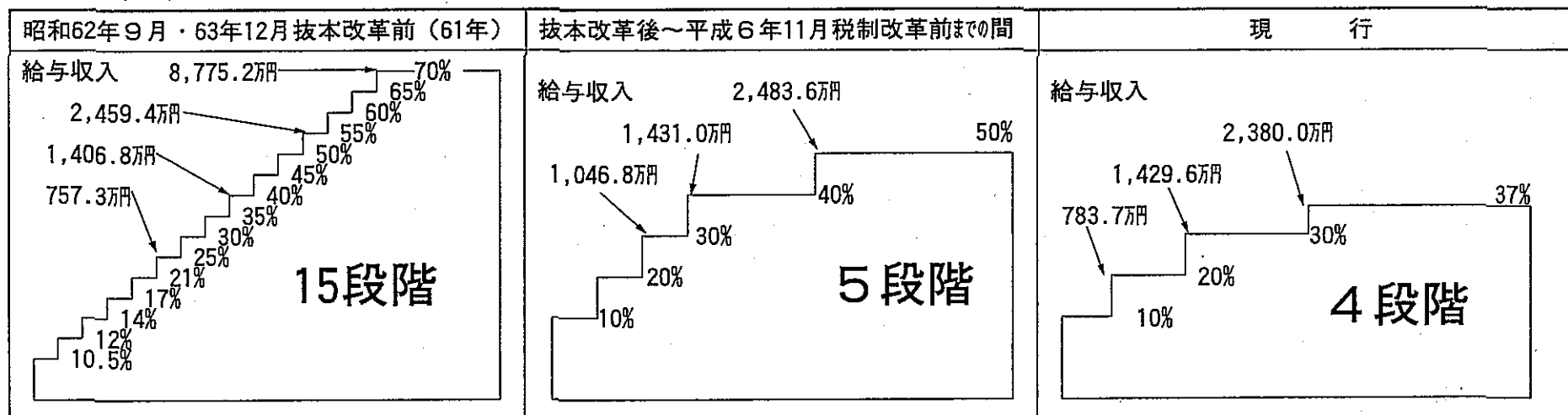
なお、16(2004)年度及び17(2005)年度の計数は、所得譲与税を含んだものである(所得譲与税 16(2004)年度0.4兆円、17(2005)年度1.1兆円)。

2. 個人住民税収については、15(2003)年度までは決算額、16(2004)年度は決算見込額、17(2005)年度は地方財政計画額による。

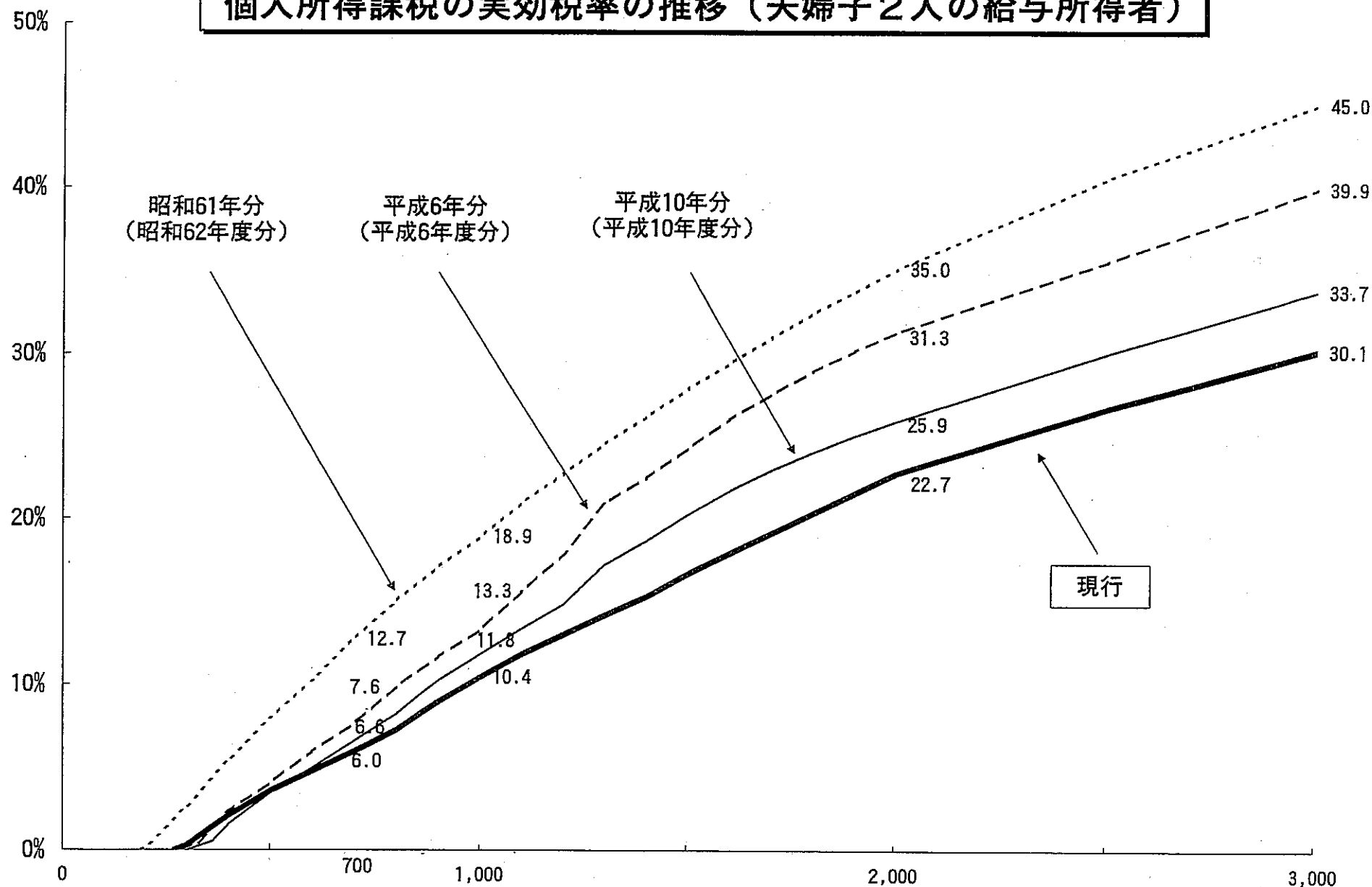
個人所得課税の税率の推移（イメージ図）



所得税の税率の推移（イメージ図）



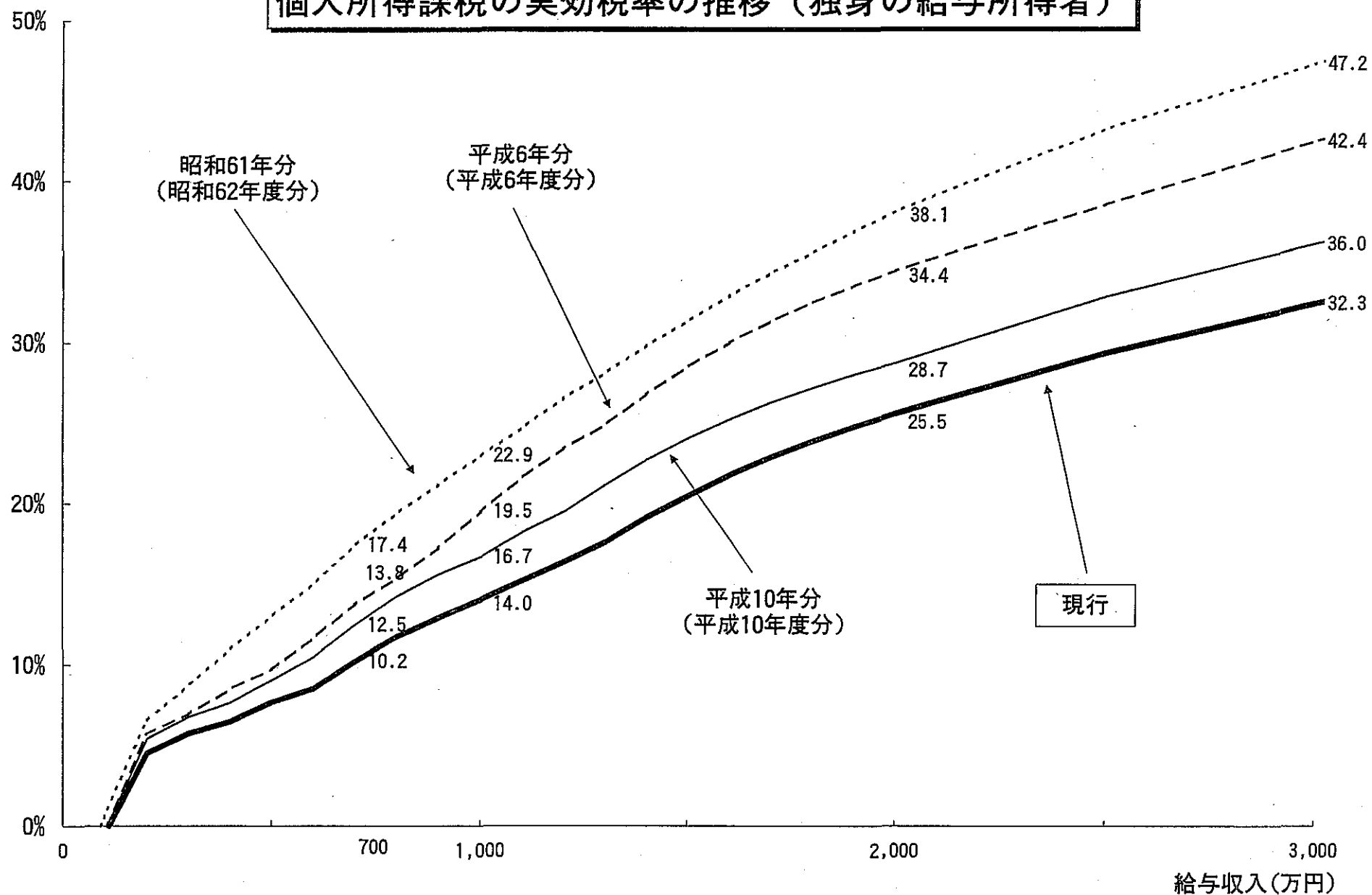
個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税を含む。
 2. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 3. 現行は、平成17年度税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

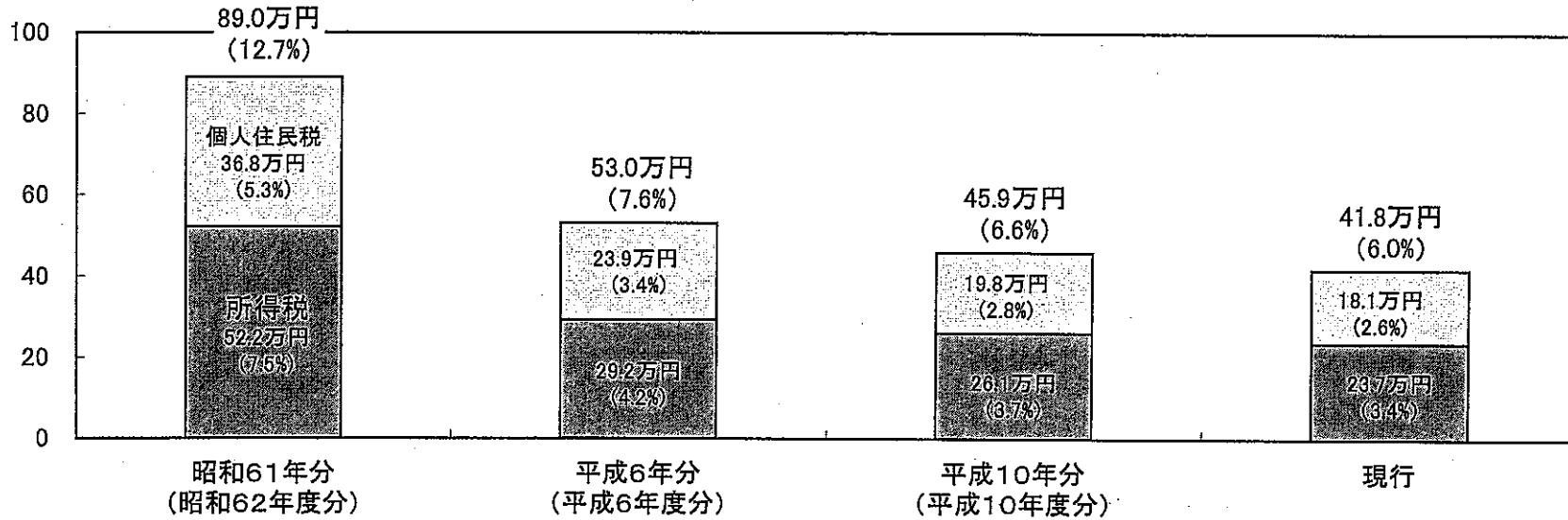
個人所得課税の実効税率の推移（独身の給与所得者）



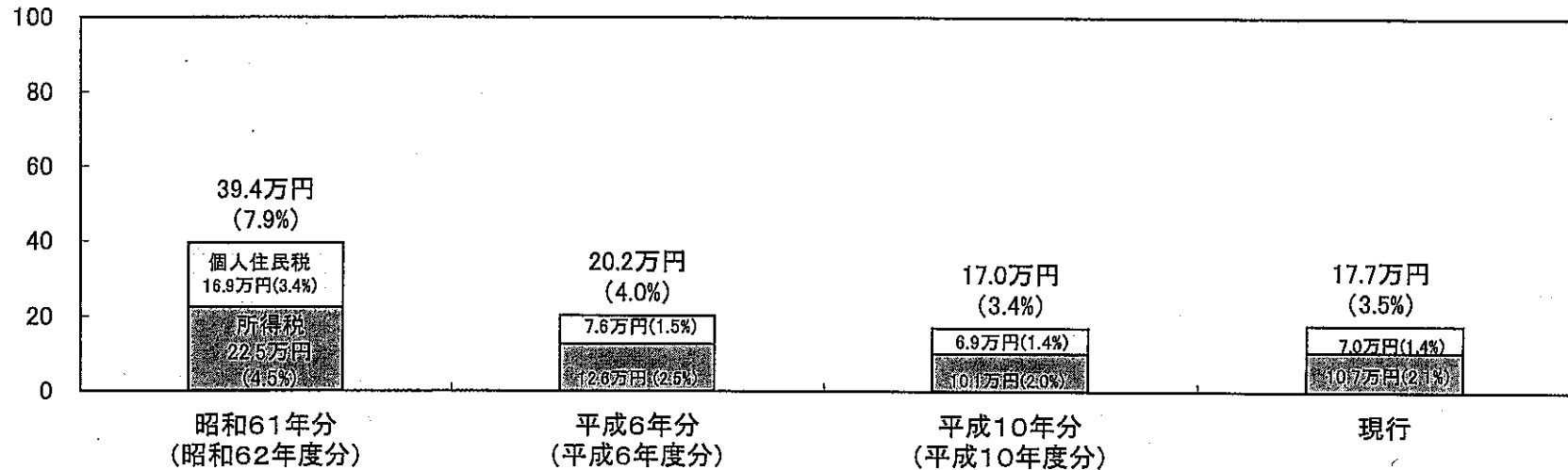
- (注)1. 個人所得課税には、所得税と個人住民税が含まれる。
 2. 現行は、平成17年度税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税の負担額及び実効税率 (夫婦子2人の場合)

○ 給与収入700万円



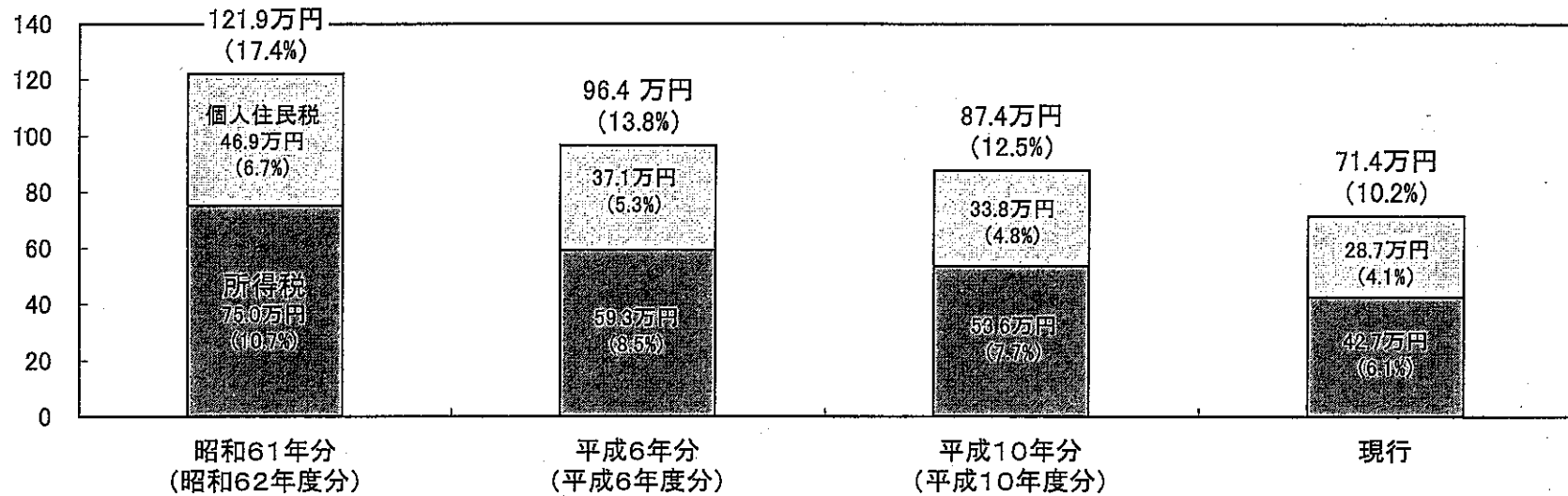
○ 給与収入500万円



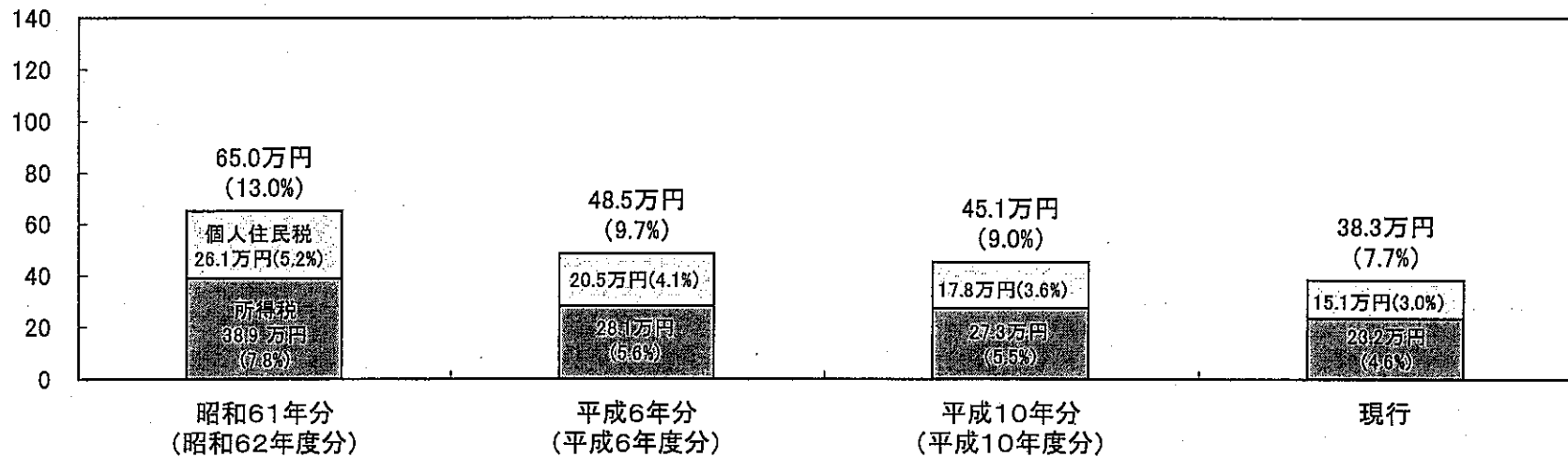
- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 3. ()書きは実効税率である。
 4. 現行は、平成17年度税制改正による定率減税縮減後の負担額及び実効税率である。

個人所得課税の負担額及び実効税率 (独身の場合)

○ 給与収入700万円



○ 給与収入500万円

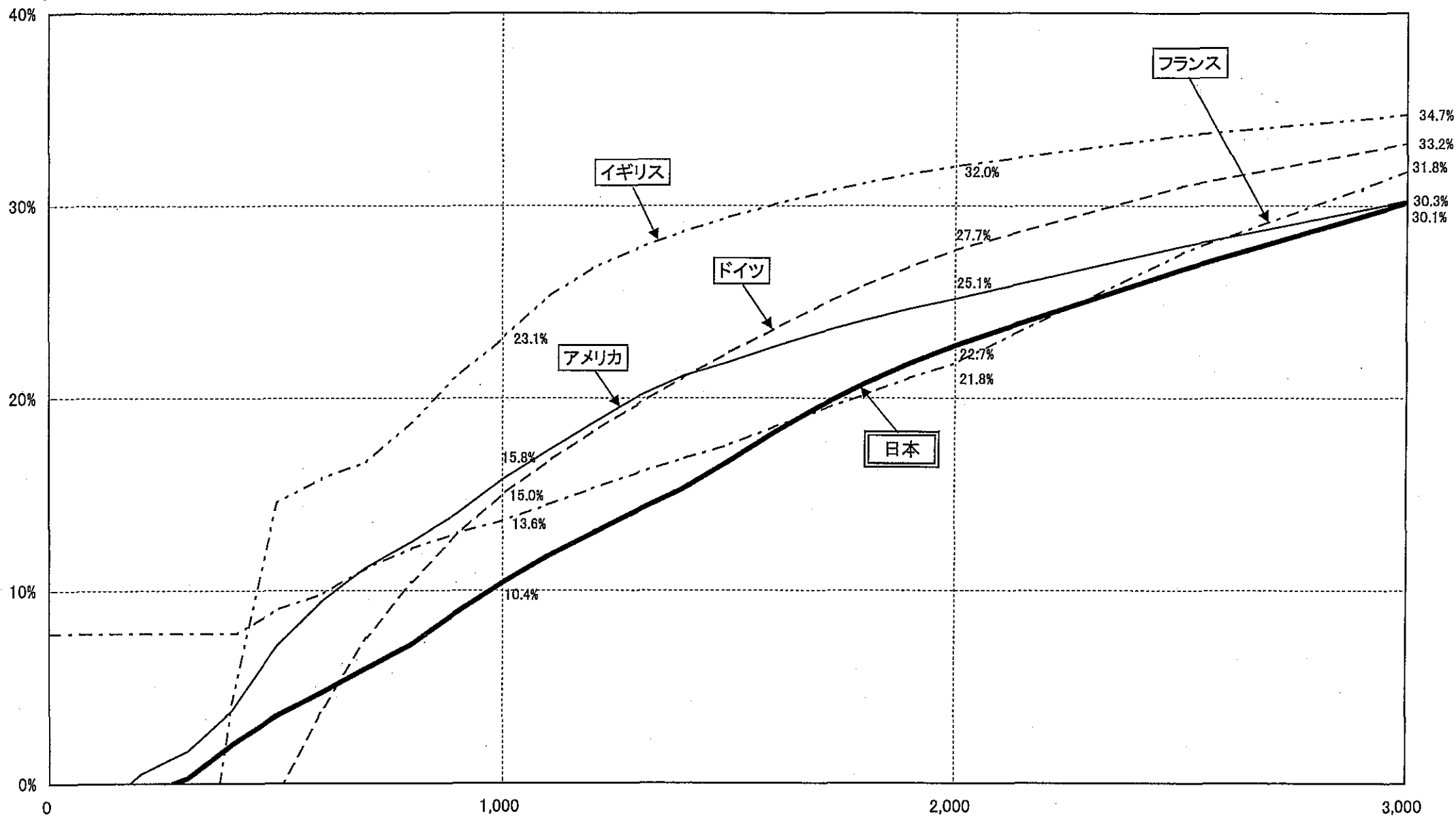


- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. ()書きは実効税率である。
 3. 現行は、平成17年度税制改正による定率減税縮減後の負担額及び実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2005年7月現在)

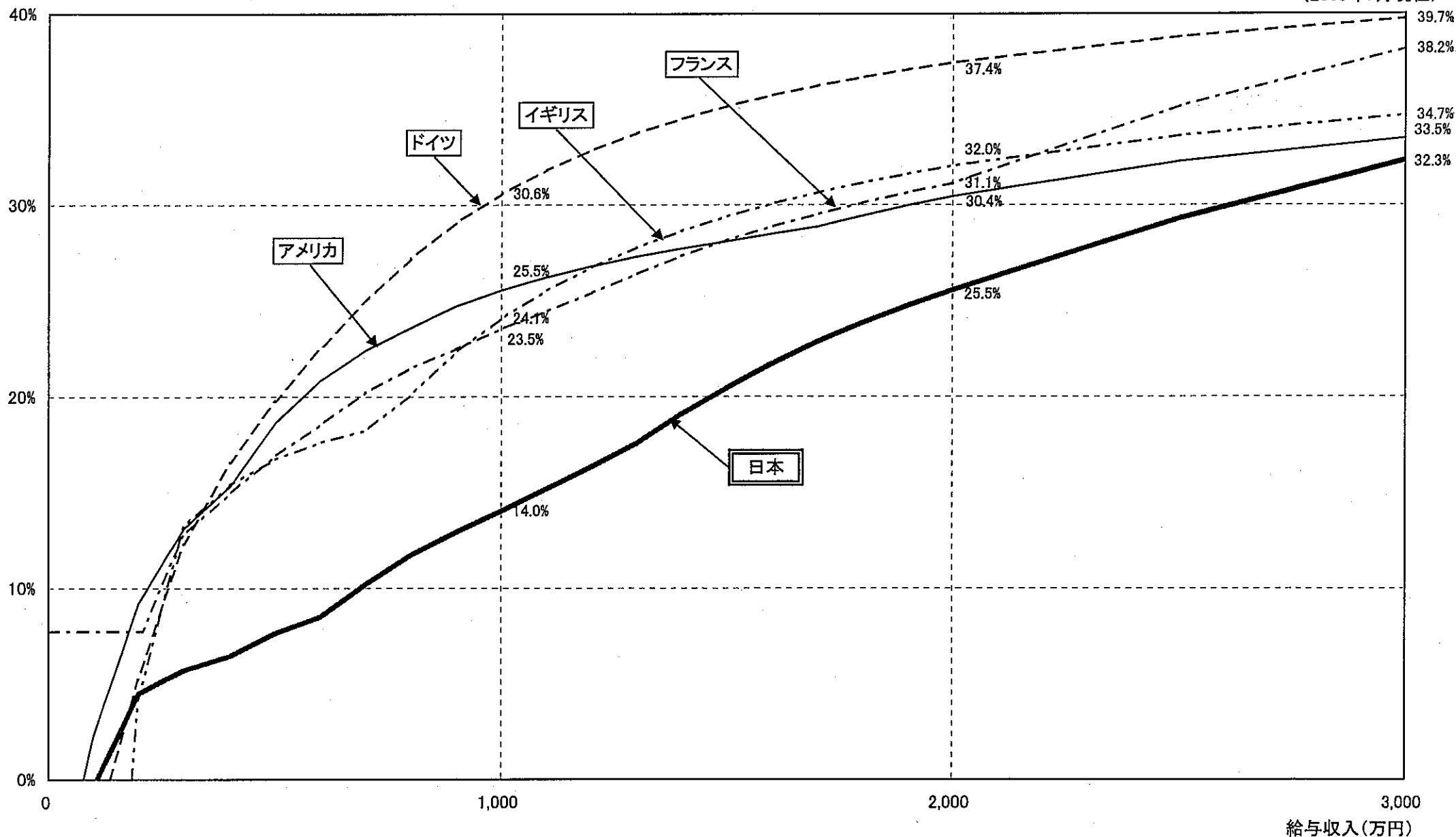


- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 3. 日本は平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 4. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=105円、1ポンド=198円、1ユーロ=138円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成16年(2004年)12月から平成17年(2005年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 6. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(独身の給与所得者)

未定稿

(2005年7月現在)



(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。

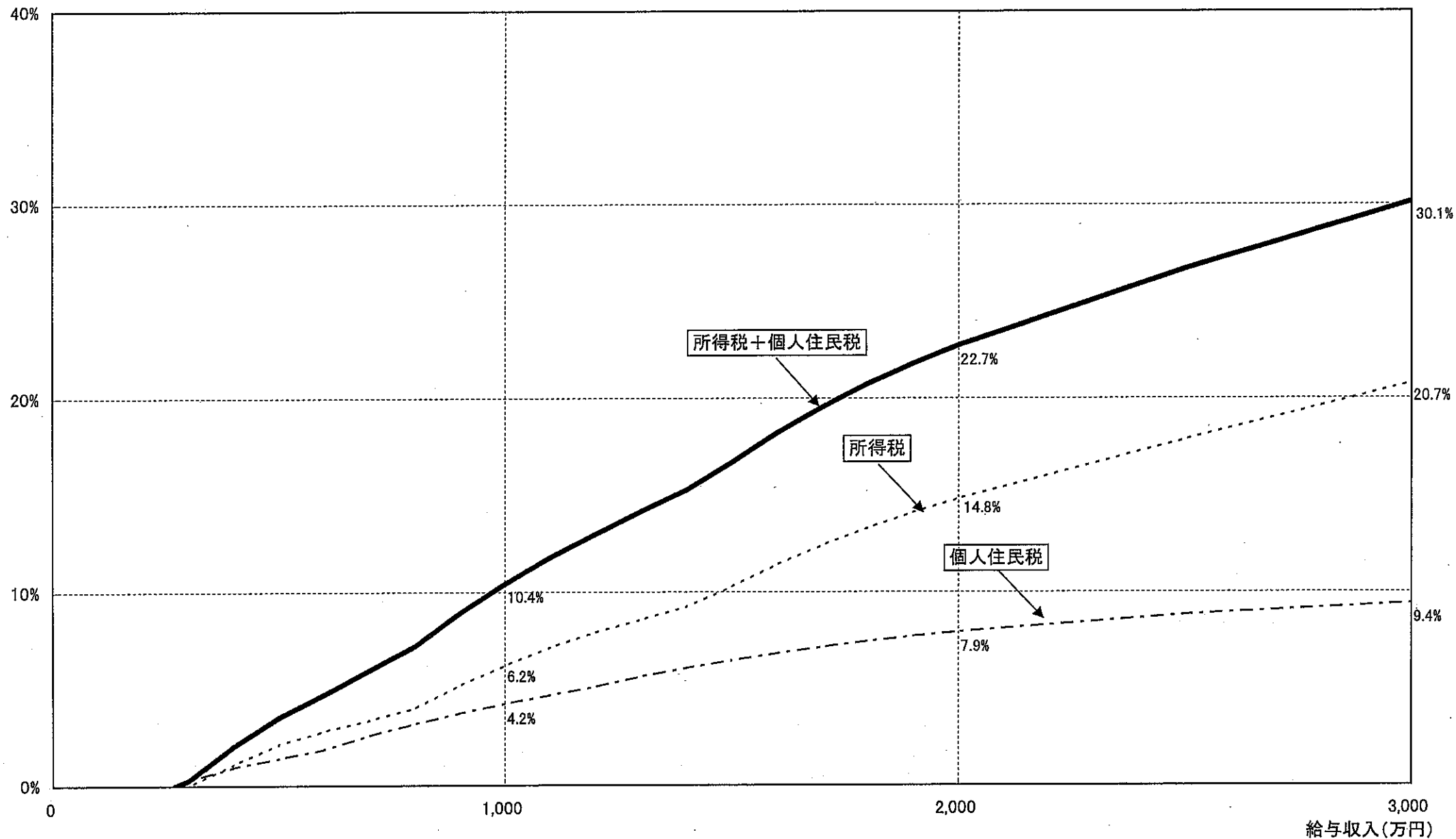
2. 日本は平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。

3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

4. 邦貨換算レート: 1ドル=105円、1ポンド=198円、1ユーロ=138円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成16年(2004年)12月から平成17年(2005年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

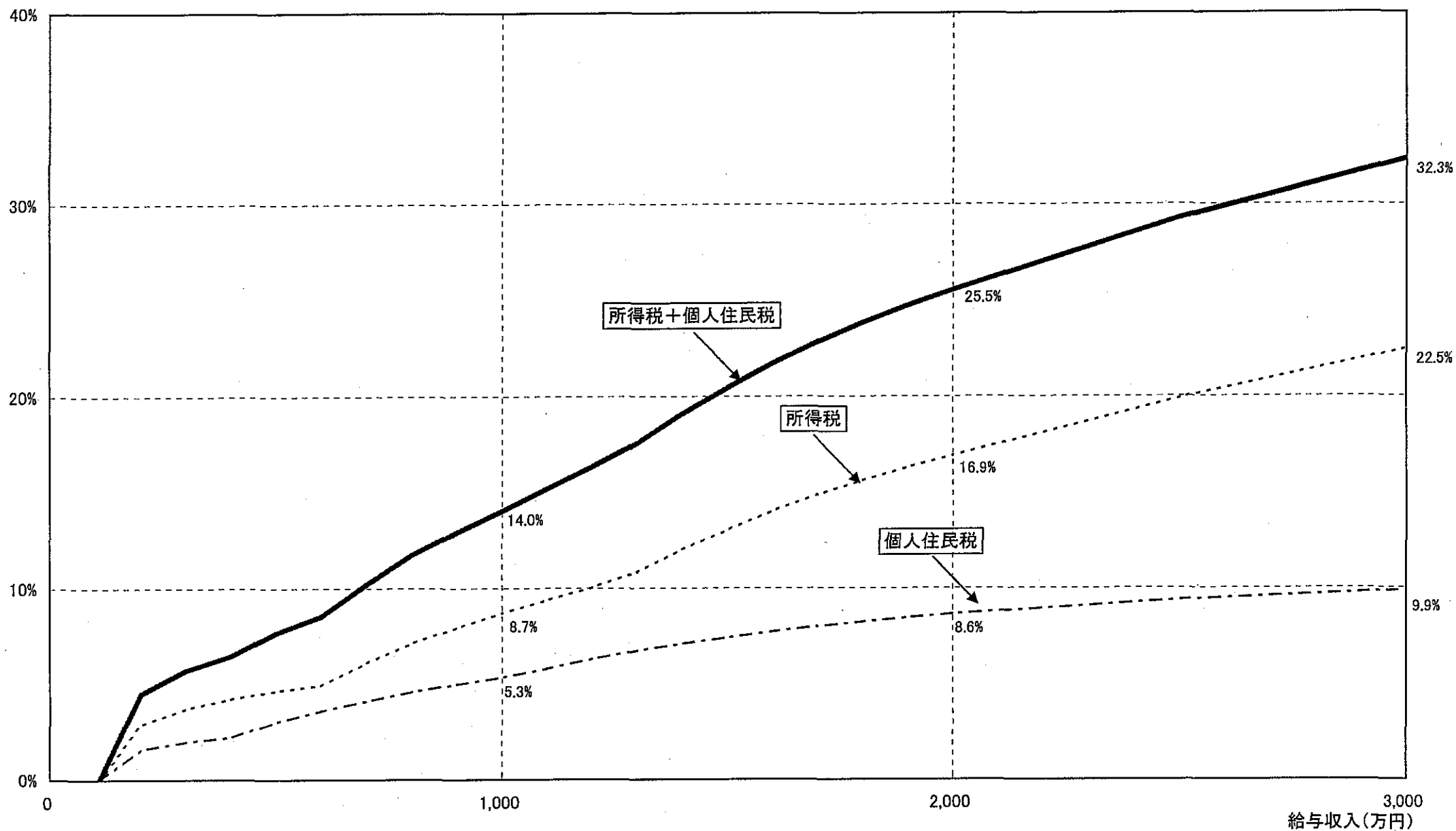
5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)



- (注) 1. 平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 2. 個人住民税は所得割のみである。
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税の実効税率(独身の給与所得者)



- (注) 1. 平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。
 2. 個人住民税は所得割のみである。
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。